

香川県報



第 102 号

平成 17 年

12月27日(火曜日)

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

●公平委員会の事務の受託の廃止（二件） 有書図書 の 指 定	（自治振興課） （青少年・男女共同参画課）	一 二
生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 救急病院又は救急診療所の認定	（健康福祉総務課） （医務国保課）	三
●平成十六年香川県告示第百六十五号（車両制限令の規定に基づく道路の指定等）の一部訂正	（道路保全課）	四
●平成十六年香川県告示第百六十五号（車両制限令の規定に基づく道路の指定等）の一部改正（二件）	（ ）	五
道路の供用開始（三件）	（ ）	六
道路の区域変更（三件）	（ ）	七
道路の区域変更及び供用開始（二件）	（ ）	八
●平成十二年香川県告示第百四十九号（香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等）の一部改正	（都市計画課）	九
道路の位置指定	（建築課）	一〇
香川県証紙の売りさばき人の指定の取消し（二件）	（会計課）	一〇
公 告		
地方税法の規定による特約業者の指定の取消し	（税務課）	一一
一般競争入札の実施（三件）	（直島環境センター）	一二
大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出（四件）	（経営支援課）	一五
土地改良事業の適否決定（三件）	（土地改良課）	一九

土地改良事業の認可（二件）	（ ）	二〇
土地改良区の役員の就任の届出	（ ）	二〇
土地改良区の役員の退任の届出	（ ）	二二
公安委員会規則	（ ）	二二

●香川県警察組織規則及び交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則	（ ）	二四
●道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（ ）	二四
選挙管理委員会告示	（ ）	二五
公職選挙法施行令の規定による病院の長が不在者投票管理者となるべき病院の指定	（ ）	二五
政治資金規正法の規定による政治団体の届出	（ ）	二六
政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出	（ ）	二六
政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出	（ ）	二六
人事委員会規則	（ ）	二七

●委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

●特地方勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

香川県告示第七百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、平成十七年十二月三十一日をもって、三豊郡高瀬町、同郡山本町、同郡三野町、同郡豊中町、同郡詫間町、同郡仁尾町及び同郡財田町並びに北三豊環境衛生組合及び高瀬地区少年育成センター組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第七百九十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第二項の規定により、

平成十八年一月九日をもって、木田郡牟礼町、同郡庵治町、香川郡香川町、同郡香南町及び綾歌郡国分寺町並びに木田香川地区町村税滞納整理組合、讃岐地区広域消防組合及び香川南部警察組合から委託を受けていた公平委員会の事務の受託を廃止する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 藤 武 記

香川県告示第七百九十一号

香川県青少年保護育成条例(昭和二十七年香川県条例第二十二号)第八条第二項の規定により、次の図書を青少年の福祉を阻害するものとして指定した。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 藤 武 記

指定番号	指定年月日	種別	図 書 名	雑誌コード	発行所名	指定理由
225	平成十七年十一月十日	雑誌	GOKUH 1月号 (No.174)	03797 - 1	㈱バウハウス	内容が著しく性的感情を刺激し、又は甚だしく粗暴性を助長する等青少年の福祉を阻害するおそれがある。
226		"	Oh! Crazy スター!! @本当! 浮気妻のH話 1月号増刊 (Vol.6)	11496 - 01	"	
227		"	ジャンクシヨウ 若妻 1月号増刊 (VOL.20)	08842 - 01	"	
228		"	チアツカ! 1月号 (Vol.78)	07373 - 01	"	
229		"	Suppin Evolution DVD すっぴん 1月号増刊 (Vol.6)	05464 - 1	英知出版(株)	
230		"	GONZOI セクハラスペシャル 411 1月号増刊 (file.9)	17832 - 1	"	
231		"	@BACABON!! パラダイス 1月号増刊 (VOL.5)	11440 - 01	㈱ダイアプレス	
232		"	BACHELOR 1月号 (第1号)	07537 - 01	"	
233		"	コミック雑誌 マガジン・ウオー・ウルフ 1月号 (vol.024)	08365 - 01	㈱マガジン・マガジン	
234			雑誌	マガジン・ウオー・ウルフ・スペシャル W000001 狼 1月号増刊 (Vol.07)	08366 - 01	
235		"	別冊 GONI 1月号 (通巻56号)	18185 - 1	三栄出版(株)	
236		"	漫画 実話ナツクルズ 1月号 (通巻34号)	18421 - 1	"	
237		コミック雑誌	COMIC 快樂天ピースト Chウツススペシャル12月号増刊 (Vol.5)	16152 - 12	㈱ロニエマガジン社	
238		雑誌	Chウツススペシャル 1月号 (通巻55号)	16151 - 1	"	
239		"	DVD DOKAN 月刊美少女裏DVD 4 時間 1月号増刊 (VOL.8)	17658 - 01	曙出版(株)	
240		"	ルボ通 スワッドスツクス BUBKA 1月号増刊 (14号)	17686 - 01	㈱コアマガジン	
241		コミック雑誌	PINKY パラダイス No.1 微熱SUPERデラツクス 12月号増刊	07690 - 12	㈱セブン新社	
242		雑誌	パレラツチ 週刊大衆増刊1/3号 (通巻2898号)	20437 - 1/3	㈱双葉社	
243		"	PENT・JAPAN 1月号 (通巻133号)	07933 - 1	㈱ぶんか社	
244		コミック雑誌	恋愛宣言ピンキツク 12月号 (通巻46号)	09633 - 12	平和出版(株)	
245		雑誌	三十路 熱の素 1月号	18403 - 1	マインウエ出版(株)	
246		"	Madonna HOUSE 1月号 (Vol.222)	08357 - 01	若生出版(株)	

香川県告示第七百九十二号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のため
の医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成一七、一二、一	有限会社香川フアー マシー遊もみの木薬 局	綾歌郡綾南町陶一七一九番地一

香川県告示第七百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急
病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第二条第一項の規定により
告示する。
平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
一七 五九	平成十七年十二 月二十一日から 平成二十年十二 月二十日まで	医療法人社団百石病院	高松市屋島西町一九三七 一
一七 六〇		医療法人社団新進会おさか 脳神経外科病院	高松市三名町三七八 一
一七 六一		高松平和病院	高松市栗林町一四一 一
一七 六二		医療法人社団博翔会高田整 形外科医院	高松市御厩町四七六番地
一七 六三		医療法人社団わき外科クリ ニック	高松市仏生山町甲四六〇 八
一七 六四		医療法人社団泰平会佐藤ク リニック	高松市成合町七二六一 一

一七 六五	医療法人社団西山脳神経外 科病院	坂出市加茂町五九三 一
一七 六六	麻田総合病院	丸亀市津森町二一九
一七 六七	医療法人社団豊南会香川井 下病院	観音寺市大野原町花稻八 一八一
一七 六八	医療法人社団愛有会岩崎病 院	三豊郡詫間町大字松崎二 七八〇 四二六

香川県告示第七百九十四号

平成十六年香川県告示第百六十五号（車両制限令の規定に基づく道路の指定等）の一部
を次のように訂正する。
平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 中
香川郡香南町岩崎六七番一地先から
木田郡三木町奥山二二二番一地先まで
を
香川郡
木田郡
香南町岡六七番一地先から
三木町奥山二二二番一地先まで
を
香川郡香川町鮎滝一九
綾歌郡綾歌町栗熊東
丸七番一地先から
渡池二一四二番一地先まで
を
香川郡香川町安原下第3号一九九七番一
丸亀市綾歌町栗熊東一四二番一地先まで
地先から
綾歌郡綾歌町岡田下中央五四五番四地先から
仲多度郡満濃町長尾東佐岡一四七一番一地先まで
を
丸亀市綾歌町岡田下五四五番四地先から
仲多度郡満濃町長尾一四七一番一地先まで
を
丸亀市綾歌町岡田下五四五番四地先から
仲多度郡満濃町長尾一四七一番一地先まで
を

を
高松市香川町安原下第3号一九九七番一地从先から
丸亀市綾歌町栗熊東一四二番地先まで

香川郡香川町川東下三三四番四地从先から
綾歌郡綾南町畑田二二六七番一地从先まで

を
高松市香川町
綾歌郡綾南町

川東下三三四番四地从先から
畑田二二六七番地先まで

に、
香川郡香南町岡一六一番一地从先
香川郡香南町岡六七番一地从先

先から
まで

を
高松市香南町岡一六一番一地从先から
高松市香南町岡六七番一地从先まで

に、
香川郡香南町由佐三四六五番四地从先から
香川郡香南町岡三三四番一地从先まで

を
高松市香南町由佐三四六五番四地从先から
高松市香南町岡三三四番一地从先まで

に改める。

香川県告示第七百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 白鳥引田線（四十号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市西山字道下九〇一番一地从先から 東かがわ市西山字道下九二二番一地从先まで	一一・四 四三・〇	一六八	平成十四年香川県告示第二百四十二号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

香川県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 香川坂出丸亀自転車道線（二百七十七号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市府中町字一ノ谷三七〇〇番五地先から 坂出市府中町字迹田中所三九八九番一地从先まで	四・〇 四・〇	三五〇	平成十三年香川県告示第四十二号で変更した区域の一部

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

香川県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾南府中線（百八十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
坂出市府中町字一ノ谷三七〇番五地先から	一一・八	三五〇	平成十三年香川県告示第四十一号で変更した区域の一部
坂出市府中町字迹田中所三九八九番一地先まで	一五・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

香川県告示第八百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 東谷岩崎線（百六十五号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考

区 間	変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香川郡香川町大字川東上字下芦脇五五〇番七地先から	一五・〇	一〇五	道路改修に伴う現道拡幅
香川郡香川町大字川東上字林ノ内一〇二五番五地先まで	一五・八		

香川県告示第八百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真鍋武紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別 (メートル)	延長 (メートル)	備考
高松市亀田町字金崎三八九番一地先から	三・六	一五六	特定交通安全全施設事業に伴う交差点改良
高松市亀田町字金崎三八八番一地先まで	二四・八		
高松市亀田町字金崎三八六番一七地先から	七・九	一五六	
高松市亀田町字金崎三九二番一地先まで	八・八		

香川県告示第八百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 太田上町志度線（百四十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後			
高松市前田東町字道南一二二三番 一 地先から	前	八・二	一・一・五	一・一・六	特定交通安 全施設事業 に伴う交差 点改良
	後	一・一・五			
高松市亀田町字金崎三八五番一 地先まで	後	一・一・五	一・一・五	一・一・六	

香川県告示第八百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	後			
綾歌郡国分寺町新名字鷲ノ山二 一六番八地先から	前	八・三	二・一・二	六〇二	平成十五年 香川県告示 第七百五十 五号で変更 した区域の 一部変更、 供用
	後	九・〇			
綾歌郡国分寺町新名字立石二〇二 六番三地先まで	後	二・二・二	二・二・二	六〇二	
綾歌郡国分寺町新名字立石二〇三 〇番三地先から	後	一・一・〇	一・一・〇	一四七	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

香川県告示第八百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十七日から平成十八年一月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 詫間琴平線（二十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前			
三豊郡三野町大字下高瀬字下新田 一三一一番四地先から	前	八・四	八・四	一六	自転車歩行 者専用橋の 整備
	後	八・四			

三豊郡三野町大字下高瀬字下新田
一三一八番五地先まで

後

二二・四
二二・四

一六

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十七日

香川県告示第八百五号

平成十二年香川県告示第三百四十九号(香川県屋外広告物条例の規定による区間及び地域の指定等)の一部を次のように改正し、平成十八年一月十日から施行する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 (一)の表2の項中

木田郡牟礼町	さぬき市との境	高松市との境
--------	---------	--------

を削り、同表4の項中

「綾歌郡国分寺町」を「綾歌郡綾南町」に改め、同表5の項を次のように改める。

5 削除

一 (一)の表20の項指定区間の欄中「綾歌郡国分寺町」を「坂出市」に、「普通寺市稲木町」

を「普通寺市稲木町字毘沙門堂」に改め、同項中

綾歌郡国分寺町	四国旅客鉄道株式会社	国分寺町部公民館
端岡駅北交差点		

を削り、21の項から24の項までを次のように改める。

前 北

21から24まで
削除

一 (一)の表27及び28の項を次のように改める。

27及び28 削除

一 (一)の表29の項中「坂出市高屋町」の下に「字川西上」を加え、「高松市と綾歌郡国分寺町との境に至る区間」を「高松市中山町内県道五色台線との交点に至る区間(高松市の区間を除く。)」に改め、37の項指定区間の欄中「綾歌郡国分寺町」を「綾歌郡綾南町」に、「同郡綾南町小野」を「同町小野」に改め、38の項を次のように改める。

38 削除

一 (一)の表5の項中「綾歌郡国分寺町」を「綾歌郡綾南町」に改め、6の項を削る。
三の表4の項を次のように改める。

4 削除

三の表5の項中「高松市と綾歌郡国分寺町との境に至る区間」を「高松市中山町内県道五色台線との交点に至る区間(高松市の区間を除く。)」に改める。

香川県告示第八百六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 建築指道 第四号

二 指定年月日 平成十七年十二月十六日

三 指定道路の位置 香川郡香川町大字大野字中川原一七六九 一及び一七七二 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 五・〇〇〇六・〇〇メートル

延長 二二・三八メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

香川県告示第八百七号

香川県証紙条例(昭和三十一年香川県条例第十一号)第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年十二月十三日

二 住所

三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四 二

三 氏名

仁尾町

四 売りさばき場所

三豊郡仁尾町大字仁尾辛三四 二

香川県告示第八百八号

香川県証紙条例（昭和三十九年香川県条例第十一号）第五条の香川県証紙の売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 取消年月日

平成十七年十二月十五日

二 住所

香川郡香川町大字川東上一八六五 一三

三 氏名

香川町

四 売りさばき場所

香川郡香川町大字川東上一八六五 一三

公 告

香川県公告第七百九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	取消しの年月日
瀬戸石油販売㈱	進藤 倫行	丸亀市土居町三丁目四番一号（登記上の所在地 丸亀市土器町九丁目二一四番地）	平成十七年十二月十九日

香川県公告第七百十号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号、以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び予定数量 生石灰 一、一二五、〇〇〇キログラム
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一元未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年二月三日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十四年十二月二十七日から平成十七年十二月二十六日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年二月三日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができるものと認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一 三二一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター
電話番号〇八七 八九二 二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合にあつては、3に記載した日時

及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限り（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十八年二月二十一日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年二月二十二日午前十時 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第五会議室

4 入札説明書等の交付場所

1に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号〇八七 八三一 三二二五

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased: Lime 1,125,000kg

2 Time-limit for tender: 10:00a.m., February 22, 2006

3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110

Tel 087-892-2981

香川県公告第七百一十一号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成七年香川県規則第八十五号）第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。）第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成七年年条約第二十三号）の適用を受けるものである。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、〇〇〇、〇〇〇キログラム

2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで

4 納入場所 香川郡直島町 香川県直島環境センター内

5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額（一元未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額）を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年二月三日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間（平成十四年十二月二十七日から平成十七年十二月二十六日までの間をいう。）において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

と。

6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年二月三日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができる」と認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号七六一 三二一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター
電話番号〇八七 八九二 二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札

可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十八年二月二十一日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年二月二十二日午前十一時 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第五会議室

4 入札説明書等の交付場所

1に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号〇八七 八三一 三

二二五

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

- 1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 3,000,000kg
- 2 Time-limit for tender: 11:00a.m., February 22, 2006
- 3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110
Tel 087-892-2981

香川県公告第七百二十二号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第百六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 調達内容

- 1 購入等件名及び予定数量 炭酸カルシウム 三、七〇〇、〇〇〇キログラム
- 2 調達案件の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期間 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
- 4 納入場所 小豆郡土庄町豊島家浦
- 5 入札方法

入札金額は、対象物品一キログラム当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額(一円未満の端数がある場合は、小数点第二位までの額)を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年二月三日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

- 3 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 過去三年間(平成十四年十二月二十七日から平成十七年十二月二十六日までの間をいう。)において、本公告に示した購入物品と同種又は類似物品の販売実績があること。

- 6 本公告に示した購入物品の規格に合致した物品を確実に納入し得ることを証明した者であること。

三 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、二の5及び6に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成十八年二月三日午後五時までに四の1の場所に提出しなければならない。

入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を適切かつ確実に納入することができると認められた者に限り入札の対象とする。

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所及び問い合わせ先
郵便番号七六一 三一一〇 香川県直島町二六二八 一 香川県直島環境センター
電話番号〇八七 八九二 二九八一

ただし、入札書を入札日に持参により提出する場合には、3に記載した日時

及び場所による。

2 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札可とする。ただし、郵便書留又は信書便でこれに準ずる方法を用い、かつ、親展の封書で送付されるものに限る（郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による入札書の受領期限は、平成十八年二月二十一日午後五時までとする。）。

3 入札及び開札の日時及び場所

平成十八年二月二十二日午前九時 郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県庁本館十二階第五会議室

4 入札説明書等の交付場所

1 に掲げる場所のほか、次の場所で行う。

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県環境森林部廃棄物対策課資源化・処理事業推進室計画・調整グループ 電話番号〇八七 八三一 三二二五

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金 入札説明書による。

3 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第一百七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

4 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

5 落札者の決定方法

規則第四百七十七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。

6 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便等により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

7 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

8 契約書作成の要否 要

9 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、平成十八年四月一日以降で当該予算の執行が可能となったときに、効力が生ずる。

10 その他 詳細は入札説明書による。

六 Summary

1 Nature and quantity of products to be purchased: Calcium carbonate 3,700,000kg

2 Time-limit for tender: 9:00a.m., February 22, 2006

3 Contact point for the notice: Naoshima Environment Center, Kagawa Prefectural Government, 2628-1, Naoshima-cho, Kagawa-gun, Kagawa-ken, Japan 761-3110
Tel 087-892-2981

香川県公告第七百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ春日店 高松市木太町二八三番一ほか

3 変更しようとする事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで
変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日
平成十八年一月二十一日

二 届出年月日
平成十七年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間
平成十七年十二月二十七日(火曜日)から平成十八年四月二十七日(木曜日)まで

四 意見書の提出
法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年四月二十七日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目
(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(四) 意見の内容

2 提出先
郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ
香川県公告第七百十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ川島店 高松市川島本町二八八番二ほか

3 変更しようとする事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前十時
閉店時刻 午後九時
変更後 開店時刻 午前九時
閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年一月二十一日

二 届出年月日

平成十七年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年十二月二十七日（火曜日）から平成十八年四月二十七日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目に記載した書面を本日から四月以内（平成十八年四月二十七日（木曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

二 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革

三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

四 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第七百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第

三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ大内店 東かがわ市落合一八三番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

変更後 開店時刻 午後十時

閉店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後十時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年一月二十一日

二 届出年月日

平成十七年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市産業部商工観光室

2 縦覧期間

平成十七年十二月二十七日（火曜日）から平成十八年四月二十七日（木曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年四月二十七日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び東かがわ市事業部商工観光室において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第七百十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)附則第五条第一項の規定による変更の届出があつたので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社マルナカ 高松市円座町一〇〇一番地

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

志度ショッピングセンター さぬき市志度一八九六番一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 志度ショッピングセンター

変更後 マルナカ志度店

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後十一時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時四十分から午後九時二十分まで

変更後 午前八時四十分から午後十一時二十分まで

4 変更年月日

平成十八年一月二十一日

二 届出年月日

平成十七年十二月十四日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年十二月二十七日(火曜日)から平成十八年四月二十七日(木曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十八年四月二十七日(木曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

香川県公告第七百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業葛谷地区	高松市産業部土地改良課
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業夫婦池地区	高松市香川支所
"	単独県費補助土地改良事業中尾支線地区	"

香川県公告第七百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八十一条の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年一月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所

"	坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）中筋地区	坂出市環境経済部農林水産課
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）銚地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松ヶ浦地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）古田下所地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）新池地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）揚北地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）向地区	"
"	坂出市加茂土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鴨庄岩田地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北山三昧下地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松縁踊田地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山樋竹の北地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下所西股地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本鴨宮東地区	"
"	"	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）松縁源三郎地区	"

"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)山の神地区	"
坂出市江尻土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)養田地区	"

香川県公告第七百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、香川郡香川町浅野土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業苗代池地区)を行うことについて平成十七年十二月十五日適当と決定した。その関係書類を高松市香川支所において平成十八年一月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第七百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月十二日認可した。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
葛籠野地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)葛籠野地区
前の川地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)前の川地区

香川県公告第七百二十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年十二月十二日認可した。

平成十七年十二月二十七日

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業南谷二号地区
平池土地改良区	単独市費補助土地改良事業西久保地区
観音寺市観音寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(揚水機整備事業)東川北地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)坂本地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)余茂田地区
"	単独県費補助土地改良事業(さく井整備事業)三本松地区
"	単独県費補助土地改良事業(さく井整備事業)古川地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)岡西地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業)大地田地区
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)北峯地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)中原原地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)宝殿地区

香川県公告第七百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香南町土地改良区から役員の内任について次のとおり届出があった。

平成十七年十二月二十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	佐々木正明	香川郡香南町大字岡二〇二番地	平成一七、一一、二三
"	太田 稔	" " 三八二番地一	" "
"	福家 和幸	" " 一〇一九番地	" "

泉川 静雄	九一六番地	
石丸 未夫	大字由佐八〇三番地	
佐光 肇	七八三番地三	
尾崎 清孝	大字吉光四二五番地一	
漆原 加	七四番地	
中條 照明	大字横井二二四番地二	
静 繁	九〇番地六	
武田 義則	大字池内四〇七番地一	
田中 宏和	七七二番地二	
山下千代徳	大字西庄一〇六五番地一	
加藤 義和	六二〇番地	
監事 細谷 正文	大字由佐九一一番地一	
長尾 正彦	大字池内五七三番地	
浪尾 秋美	大字西庄二〇三〇番地	

香川県公告第七百二十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県内場池土地改良区から役員（退職）の退任について次のとおり届出があった。
 平成十七年十二月二十七日

役員の種類	氏名	住 所	香川県知事	真 鍋 武 紀	退任年月日
理事	平澤 數一	香川郡香川町大字大野一〇八三番一			平成一七、一二、九

公安委員会規則

香川県警察組織規則及び交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二十号

香川県警察組織規則及び交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
 （香川県警察組織規則の一部改正）
 第一条 香川県警察組織規則（平成十二年香川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
 第四十七条の表香川県高瀬警察署の項中「三豊郡高瀬町大字下勝間二千五百十六番地四」を「三豊市高瀬町下勝間二千五百十六番地四」に改める。
 （交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正）
 第二条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
 別表香川県さぬき警察署の項中

鶴羽駐在所	さぬき市津田町鶴羽二二八九番地三	さぬき市のうち、津田町鶴羽
-------	------------------	---------------

を

原駐在所	高松市牟礼町原九一四番地五	高松市のうち、牟礼町大町、牟礼町原
庵治駐在所	高松市庵治町六一九番地二四	高松市のうち、庵治町
牟礼交番	高松市牟礼町牟礼九八一番地四	高松市のうち、牟礼町牟礼
鶴羽駐在所	さぬき市津田町鶴羽二二八九番地三	さぬき市のうち、津田町鶴羽

に、

造田駐在所	さぬき市造田野間田七一二番地五	さぬき市のうち、造田乙井、造田是弘、造田野間田、造田宮西
原駐在所	木田郡牟礼町大字原九一四番地五	牟礼町のうち、大字大町、大字原
牟礼交番	木田郡牟礼町大字牟礼九八一番地四	牟礼町のうち、大字牟礼

を

改め、同表香川県高松北警察署の項中「香川郡のうち、」を削り、同表香川県高松南警察署の項中

庵治駐在所	木田郡庵治町六一九番地二四	木田郡のうち、庵治町
造田駐在所	さぬき市造田野間田七一 二番地五	さぬき市のうち、造田乙井、造田是弘、造田野間田、造田宮西
三谷駐在所	高松市三谷町二三〇九番地四	高松市のうち、三谷町
香川南駐在所	高松市香川町川東上一七 二六番地八	高松市のうち、香川町川内原、香川町川東上、香川町川東下、香川町東谷、香川町安原下第1号、香川町安原下第3号
三谷駐在所	高松市三谷町二三〇九番地四	高松市のうち、三谷町
仏生山交番	高松市仏生山町甲二五 八番地一五	高松市のうち、仏生山町
栗林公園前交番	高松市栗林町二丁目六番 二六号	高松市のうち、上之町二丁目、上之町二丁目、上之町三丁目、楠上町一丁目、楠上町二丁目、桜町二丁目、桜町二丁目、花ノ宮町二丁目、花ノ宮町二丁目、花ノ宮町三丁目、室町、室新町、栗林町一丁目、栗林町二丁目、栗林町三丁目
栗林公園前交番	高松市栗林町二丁目六番 二六号	高松市のうち、上之町二丁目、上之町二丁目、上之町三丁目、楠上町一丁目、楠上町二丁目、桜町二丁目、桜町二丁目、花ノ宮町二丁目、花ノ宮町二丁目、花ノ宮町三丁目、室町、室新町、栗林町一丁目、栗林町二丁目、栗林町三丁目

を に を に

香川北駐在所	高松市香川町大野一三六 〇番地三	高松市のうち、香川町浅野、香川町大野、香川町寺井
仏生山交番	高松市仏生山町甲二五 八番地一五	高松市のうち、仏生山町
川岡駐在所	高松市川部町一五五二番 地三	高松市のうち、岡本町、川部町
壇紙駐在所	高松市御厩町七七七番地 一三	高松市のうち、壇紙町、中間町、御厩町
円座駐在所	高松市円座町一七〇番地 一	高松市のうち、円座町、西山崎町
香南駐在所	高松市香南町由佐三四九 番地一	高松市のうち、香南町池内、香南町岡、香南町西庄、香南町由佐、香南町横井、香南町吉光
川岡駐在所	高松市川部町一五五二番 地三	高松市のうち、岡本町、川部町
壇紙駐在所	高松市御厩町七七七番地 一三	高松市のうち、壇紙町、中間町、御厩町
円座駐在所	高松市円座町一七〇番地 一	高松市のうち、円座町、西山崎町
香川南駐在所	香川郡香川町大字川東上 一七二六番地八	香川町のうち、大字川内原、大字川東上、大字川東下、大字東谷、大字安原下
香川北駐在所	香川郡香川町大字大野一 三六〇番地三	香川町のうち、大字浅野、大字大野、大字寺井
香南駐在所	香川郡香南町大字由佐三 四九番地一	香川郡のうち、香南町

を に

「香川郡香南町大字岡一三二番地七」を、「高松市香南町岡一三二番地七」に改め、同表香川県坂出警察署の項中

飯山交番	丸亀市飯山町川原九三二番地三	丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川、飯山町東坂元
------	----------------	---

を

国分寺南駐在所	高松市国分寺町福家甲三一〇三番地三	高松市のうち、国分寺町新名、国分寺町福家
---------	-------------------	----------------------

国分寺交番	高松市国分寺町新居一六七二番地三	高松市のうち、国分寺町柏原、国分寺町国分、国分寺町新居
-------	------------------	-----------------------------

に

飯山交番	丸亀市飯山町川原九三二番地三	丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川、飯山町東坂元
------	----------------	---

与島駐在所	坂出市与島町六一番地	坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居町、檀石、与島町
-------	------------	--------------------------

国分寺南駐在所	綾歌郡国分寺町福家甲三一〇三番地三	国分寺町のうち、新名、福家
---------	-------------------	---------------

を

国分寺交番	綾歌郡国分寺町新居一六七二番地三	国分寺町のうち、柏原、国分、新居
-------	------------------	------------------

与島駐在所	坂出市与島町六一番地	坂出市のうち、岩黒、沙弥島、瀬居町、檀石、与島町
-------	------------	--------------------------

に

改め、同表香川県高瀬警察署の項中、「三豊郡高瀬町大字上麻三七八二番地三」を、「三豊市高瀬町上麻三七八二番地三」に、「高瀬町のうち、大字上麻、大字上勝間の一部、大字下麻」を、「三豊市のうち、高瀬町上麻、高瀬町上勝間の一部、高瀬町下麻」に、「三豊郡高瀬町大字佐股甲一四八四番地九」を、「三豊市高瀬町佐股甲一四八四番地九」に、

「高瀬町のうち、大字佐股、大字羽方」を、「三豊市のうち、高瀬町佐股、高瀬町羽方」に、「三豊郡高瀬町大字下勝間二五一六番地四」を、「三豊市高瀬町下勝間二五一六番地四」に、「高瀬町のうち、大字上勝間の一部、大字上高瀬、大字下勝間、大字新名、大字比地、大字比地中」を、「三豊市のうち、高瀬町上勝間の一部、高瀬町上高瀬、高瀬町下勝間、高瀬町新名、高瀬町比地、高瀬町比地中」に、「三豊郡三野町大字大見甲三五六四番地七」を、「三豊市三野町大見甲三五六四番地七」に、「三野町のうち、大字大見、大字下高瀬の一部」を、「三豊市のうち、三野町大見、三野町下高瀬の一部」に、「三豊郡三野町大字吉津甲六八〇番地四」を、「三豊市三野町吉津甲六八〇番地四」に、「三野町のうち、大字下高瀬の一部、大字吉津」を、「三豊市のうち、三野町下高瀬の一部、三野町吉津」に、「三豊郡詫間町大字松崎一六四二番地一」を、「三豊市詫間町松崎一六四二番地一」に、「詫間町のうち、大字松崎」を、「三豊市のうち、詫間町松崎」に、「三豊郡詫間町大字詫間一三三八番地九」を、「三豊市詫間町詫間一三三八番地九」に、「詫間町のうち、大字香田、大字詫間」を、「三豊市のうち、詫間町香田、詫間町詫間」に、「三豊郡詫間町大字粟島一六六一番地一」を、「三豊市詫間町粟島一六六一番地一」に、「詫間町のうち、大字粟島、大字志々島」を、「三豊市のうち、詫間町粟島、詫間町志々島」に、「三豊郡詫間町大字大浜甲一一五七番地一」を、「三豊市詫間町大浜甲一一五七番地一」に、「詫間町のうち、大字大浜、大字横、大字生里、大字箱」を、「三豊市のうち、詫間町大浜、詫間町横、詫間町生里、詫間町箱」に改め、同表香川県観音寺警察署の項中

長瀬駐在所	三豊郡山本町大字財田西九四三番地一	山本町のうち、大字大野の一部、大字神田、大字河内、大字財田西の一部
-------	-------------------	-----------------------------------

を

財田上駐在所	三豊市財田町財田上八八九番地六	三豊市のうち、財田町財田上の一部
長瀬駐在所	三豊市山本町財田西九四三番地一	三豊市のうち、山本町大野の一部、山本町神田、山本町河内、山本町財田西の一部

に

財田中駐在所	三豊市財田町財田中二五 九九番地二	三豊市のうち、財田町財田上の一部、 財田町財田中
--------	----------------------	-----------------------------

「三豊郡山本町大字辻一三九三番地六」を、「三豊市山本町辻一三九三番地六」に、「山本町のうち、大字大野の一部、大字財田西の一部、大字辻」を、「三豊市のうち、山本町大野の一部、山本町財田西の一部、山本町辻」に、「三豊郡豊中町大字上高野一九六一番地四」を、「三豊市豊中町上高野一九六二番地四」に、「豊中町のうち、大字笠田笠岡、大字笠田竹田、大字上高野、大字本山乙、大字本山甲」を、「三豊市のうち、豊中町笠田笠岡、豊中町笠田竹田、豊中町上高野、豊中町本山乙、豊中町本山甲」に、「三豊郡豊中町大字下高野一四七番地四」を、「三豊市豊中町下高野一四七番地四」に、「豊中町のうち、大字岡本、大字下高野、大字比地大」を、「三豊市のうち、豊中町岡本、豊中町下高野、豊中町比地大」に、

仁尾交番	三豊郡仁尾町大字仁尾辛二四番地一	三豊郡のうち、仁尾町
財田上駐在所	三豊郡財田町財田上八八九番地六	財田町のうち、財田上の一部
財田中駐在所	三豊郡財田町財田中二五九九番地二	財田町のうち、財田上の一部、財田中

仁尾交番	三豊市仁尾町仁尾辛二四番地一	三豊市のうち、仁尾町
------	----------------	------------

改める。

附 則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、第二条中交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則別表香川県さぬき警察署の項、香川県高松北警察署の項、香川県高松南警察署の項及び香川県坂出警察署の項の改正規定は、同月十日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月二十七日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第二十一号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第一条 道路交通法施行細則(平成十二年香川県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の一般国道百九十三号の項中、「香川県香南町岩崎六七番一」を、「香川県香南町岡六七番一」に改め、同表一般国道三百七十七号の項中、「香川県香川町鮎滝一九九七番一」を、「香川県香川町安原下第3号一九九七番一」に、「丸亀市綾歌町栗熊東渡池一四二番」を、「丸亀市綾歌町栗熊東一四二番」に改め、同表一般国道四百三十八号の項中、「丸亀市綾歌町岡田下中央五四五番四」を、「丸亀市綾歌町岡田下五四五番四」に、「仲多度郡満濃町長尾東佐岡一四七一番」を、「仲多度郡満濃町長尾一四七一番」に改め、同表主要地方道(十号)高松長尾大内線の項中、「高松市松島町七番一」を、「高松市松島町二丁目七番一」に、「高松市木太町一三番一」を、「高松市木太町一三〇番一」に改め、同表主要地方道(十三号)三木綾南線の項中、「綾歌郡綾南町畑田南原二二六七番一」を、「綾歌郡綾南町畑田二二六七番一」に改め、同表主要地方道(十六号)高松王越坂出線の項中、「高松市茜町七九二番一」を、「高松市西町二六番四〇」に改め、同表主要地方道(二十一号)丸亀詫間豊浜線の項中、「三豊郡詫間町の場六七八四番二」を、「三豊郡詫間町詫間六七八四番二」に改め、同表主要地方道(二十三号)詫間琴平線の項中、「三豊郡詫間町の場六七八四番二」を、「三豊郡詫間町詫間六七八四番二」に、「仲多度郡仲南町佐文中央六八七番一」を、「仲多度郡仲南町佐文六八七番一」に改め、同表主要地方道(三十三号)高松善通寺線の項中、「高松市西宝町一丁目六一六番一」を、「高松市西宝町三丁目八番一四」に改め、同表主要地方道(四十四号)円座香南線の項中、「香川県香南町岩崎六七番一」を、「香川県香南町岡六七番一」に改め、同表一般県道(百五十七号)高松東港線の項中、「高松市松島町一番一」を、「高松市福岡町四丁目二八番三〇」に改め、同表一般県道(百九十七号)財田満濃線の項中、「仲多度郡満濃町真野池下三〇番五」を、「仲多度郡満濃町真野三〇番五」に、「仲多度郡満濃町長尾東佐岡一

四七一番」を、「仲多度郡満濃町長尾一四七一番」に改め、同表一般県道（二百号）満濃善通寺線の項中、「仲多度郡満濃町真野池下三〇番五」を、「仲多度郡満濃町真野三〇番五」に、「仲多度郡満濃町神野山四五番三」を、「仲多度郡満濃町神野四五番三」に改め、同表一般県道（二百三十一号）詫間仁尾線の項中、「三豊郡詫間町浜田六八一一番一」を、「三豊郡詫間町詫間六八一一番一」に改め、同表一般県道（二百七十八号）綾歌綾上綾南線の項中、「綾歌郡綾上町山田下東北山六四三番一」を、「綾歌郡綾上町山田下六四三番一」に、「綾歌郡綾南町畑田南原二二六七番一」を、「綾歌郡綾南町畑田二二六七番一」に改める。

第二条 道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第一 観音寺警察署の項中、「仁尾交番 財田上駐在所 財田中駐在所」を、「財田上駐在所 財田中駐在所 仁尾交番」に改める。

別表第一の三主要地方道（二十一号）丸亀詫間豊浜線の項中、「三豊郡詫間町松崎二七八番三三」を、「三豊市詫間町松崎二七八番三三」に、「三豊郡詫間町詫間六七八番二二」に改め、同表主要地方道（二十三号）詫間琴平線の項中、「三豊郡詫間町詫間六七八番二二」を、「三豊市詫間町詫間六七八番二二」に改め、同表主要地方道（三十五号）豊中三野線の項中、「三豊郡豊中町笠田笠岡二二五八番一」を、「三豊市豊中町笠田笠岡二二五八番一」に、「三豊郡三野町吉津乙二二三九番一」を、「三豊市三野町吉津乙二二三九番一」に改め、同表一般県道（二百三十一号）詫間仁尾線の項中、「三豊郡詫間町詫間六七八番二二番八」を、「三豊市詫間町詫間六七八番二二番八」に、「三豊郡詫間町詫間六八一一番一」を、「三豊市詫間町詫間六八一一番一」に改め、同表さぬき市道臨海一号線の項の次に次のように加える。

三豊市道六ツ松大池ノ上線	三豊市高瀬町下勝間一三九七番六地先から三豊市高瀬町下勝間一三三九番六地先まで
三豊市道詫間二二二六号線	三豊市詫間町詫間六八一三番九地先から三豊市詫間町詫間六八一五番四地先まで

別表第一の三高瀬町道六ツ松大池の上線の項及び詫間町道詫間二二二六号線の項を削り、同表臨港道路経面四号臨港線の項中、「三豊郡詫間町大字詫間二二二番七七」を、「三豊市詫間町詫間二二二番七七」に、「三豊郡詫間町大字詫間二〇九三番」を、「三

豊市詫間町詫間二〇九三番」に改める。

第三条 道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第一 さぬき警察署の項中、「鶴羽駐在所 多和駐在所 庵治駐在所」を、「庵治駐在所 鶴羽駐在所 多和駐在所」に改め、同表高松南警察署の項中、「川岡駐在所 香川南駐在所 香南駐在所」を、「香川南駐在所 香南駐在所 川岡駐在所」に改め、同表坂出警察署の項中、「王越駐在所 与島駐在所 国分寺南駐在所 国分寺交番」を、「国分寺南駐在所 国分寺交番 王越駐在所 与島駐在所」に改める。

別表第一の三の一般国道百九十三号の項中、「香川郡香南町岡一六一番一」を、「高松市香南町岡一六一番一」に、「香川郡香南町岡六七番一」を、「高松市香南町岡六七番一」に改め、同表一般国道三百七十七号の項中、「香川郡香川町安原下第3号一九九七番一」を、「高松市香川町安原下第3号一九九七番一」に改め、同表主要地方道（四十四号）円座香南線の項中、「香川郡香南町岡一六一番一」を、「高松市香南町岡一六一番一」に、「香川郡香南町岡六七番一」を、「高松市香南町岡六七番一」に改め、同表主要地方道（四十五号）高松空港線の項中、「香川郡香南町由佐三四六番四」を、「高松市香南町由佐三四六番四」に、「香川郡香南町岡三六四番一」を、「高松市香南町岡三六四番一」に改める。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成十八年一月一日
- 三 第三条の規定 平成十八年一月十日

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第百二十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により、病院の長が不在者投票管理者となるべき病院として次のとおり指定した。

平成十七年十二月二十七日

名 称	香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦
所 在 地	高松市下田井町六二八
指定年月日	平成十七年十二月十六日

香川県選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成十七年十二月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
成合よしのり後援会	大西 繁治	三好 保	香川郡香川町浅野二四五〇
藤田公正後援会	藤田 利視	竹内 均	三豊郡三野町大字大見甲四五三六

香川県選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
香川重慶後援会	主たる事務所の所在地	仲多度郡満濃町大字吉野二六九五	仲多度郡満濃町大字炭所東六二二一四

近藤久志後援会	代表者の氏名	横関 好春	荒木 正則
西岡あきお後援会	主たる事務所の所在地	綾歌郡国分寺町福家甲三五二二五	綾歌郡国分寺町福家甲三八七二六

(備考)

卓然会は、主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更した。

香川県選挙管理委員会告示第百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十七年十二月二十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容
西岡 章夫	国分寺町議会議員	西岡あきお後援会	主たる事務所の所在地	新 綾歌郡国分寺町福家甲三五二二五 旧 綾歌郡国分寺町福家甲三八七二六

人事委員会規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十四号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一牟礼町の項から香南町の項まで、国分寺町の項及び高瀬町の項から財田町の項までを削る。

別表第二北三豊環境衛生組合の項を削り、同表香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合の項中「香川県三豊郡山本町観音寺市学校組合」を「香川県三豊市観音寺市学校組合」に改める。

附則

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、別表第一牟礼町の項から香南町の項まで及び国分寺町の項を削る改正規定は、同月十日から施行する。

特地方勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十七日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第二十五号

特地方勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 特地方勤務手当等に関する規則（昭和四十五年香川県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「丸亀市広島町江の浦四四〇

「広島駐在所

」を

丸亀市広島三豊市詫間

町江の浦四四〇

「広島駐在所

」に、

香川県直島町二四六五の八

町粟島一六六一の

「粟島駐在所

」に、

三豊郡詫間町大字粟島一六六一

直島西駐在所

粟島駐在所

を「香川県直島町二四六五の八

直島西駐在所

所」に改める。

第二条 特地方勤務手当等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中

「三豊市詫間町粟島一六六一の」粟島駐在所
「小豆郡内海町福田甲一二〇八の」福田駐在所
を「三豊市詫間

町粟島一六六一の」粟島駐在所
「香川県直島町六九六の三六

「直島東駐在所」を「小豆郡小豆島町福田甲一二〇八の」福田駐在所
「香川県直島町六九六の三六」直島東駐在所
に

改める。

附則

この規則中第一条の規定は平成十八年一月一日から、第二条の規定は同年三月二十一日から施行する。

平成十七年十二月二十七日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています